介護納付金

納めることになります。 歳以上の第1号被保険者は介護保険料を ている人は、 40歳以上になると、医療保険に加入し 介護保険制度に加入し、65

ている人は医療保険の一部として介護納 民健康保険に加入している人は国民健康 付金分を納めることになります 保険税の一部として、社会保険に加入し 40歳以上46歳の第2号被保険者で、国

介護保険料

業特別会計予算に計上されます。 65歳以上の介護保険料は、 介護保険事

内科 小逆科

家庭医はふつう内科か小児 科医が適任。しかし、何より も信頼できる家庭医をもつ ことが大切。

家庭医を一度決めたら全幅

の信頼を寄せること。それ

によって生じる相互信頼が 病気を治す力を生み出す。

家庭医からの紹介というと

専門医や大病院でも好感を もって迎えてくれる。 家庭

医への結果報告も忘れずに

引いた額が介護保険料となります。所得 定することになっていますので、 から国庫支出金など収入見込み額を差し における改定はありません。 に応じて5段階に区分けされています。 介護保険料については、3年ごとに設 保険給付費など介護事業に要する経費 本年度

介護納付金

として、医療給付費分とともに国民健康 保険事業特別会計の予算に計上されます。 報酬支払基金(特殊法人)が納付額を決 社会保険診療報酬支払基金では、 国保分の介護納付金は、 介護納付金は、国民健康保険税の一部 それによって納付します。 社会保険診療 全国

> ことが避けられます。 者の負担が他の市町村に比べて重くなる それを各市町村に定率交付します。これ れた納付金を全国的にプール(貯留)し、 の市町村や社会保険の保険者から集めら により、高齢化の進んだ市町村の被保険

合わせて一世帯ごとの介護納付金分の保 を差し引いたもので、所得割などを組み 納付金から国庫支出金など収入見込み額 率改正と同じ理由によるものです。介護 険税額が決められます。 医療給付費分の税

老人保健制度

引き続き老人保健で医療を受けます。老 昭和7年9月3日以前に生まれた人は、 上の人は、老人保健で医療を受けます。 格はそのまま継続します。 、保健制度の対象になっても、 75歳 (一定の障害がある人は65歳) 以 国保の資

も同じです。

近いことが望ましい。たとえ ば生活習慣病など慢性病の大 半は一生医師の管理を受ける 必要があり、近いほど便利。

お互い人間囲士。

の健康をみてもらうので、

やはり相性のいい (ウマの 合う)医師を選ぶのが理想。

健康診断の結果なども報告 しておくと、日ごろの健康 管理や、必要に応じた生活

指導の参考になる。

家族全員

老人保健特別会計では、社会保険診療

今回の税率改正は、

担を軽くし、安心して医療を受けられる ようにするための制度です。 高齢者がお医者さんにかかるときの負

別会計から拠出します。 決定し、それにより国民健康保険事業特 前々年度の老人医療費に基づき拠出額を ように、社会保険診療報酬支払基金が、 老人保健拠出金は、介護納付金と同じ 市町村への交付

報酬支払基金からの交付金や国庫負担金

国民健康保険被保険者証と 高齢受給者証の更新

時、場所は次のとおりです。 日までとなっています。更新の 高齢受給者証の有効期限が7月 国民健康保険被保険者証および \mathbb{H} 31

7月30日(金)

午前9時から11時まで 午後1時から4時まで 野方環境改善センター 大崎町中央公民館第4会議室

の更新はありません。 ※老人保健法医療受給者証 ・年9月30日以前に生まれた人) 昭

などで、 医療給付費などをまかなってい

